

平成27年度事業計画

公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

調布ゆうあい福祉公社の「理念」

公社は、市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて、あたたかい地域づくりを目指します

- ・住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようサポートします
- ・利用者の尊厳を守り、その人らしい生活を支援します

目次

運営方針

| | |
|---------|---|
| 1 現状と課題 | 2 |
| 2 取組方針 | 4 |
| 3 重点事業 | 4 |

個別事業計画

I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業

| | |
|------------------------|----|
| 1 有償在宅福祉サービス事業 | 6 |
| 2 生活支援コーディネート事業 | 8 |
| 3 在宅福祉サービスに関する相談事業 | 9 |
| 4 居宅介護支援事業 | 11 |
| 5 調布市地域包括支援センターゆうあい事業 | 12 |
| 6 訪問介護事業 | 17 |
| 7 デイサービスぶらんぽあん事業 | 18 |
| 8 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業 | 20 |
| 9 低栄養予防事業 | 22 |
| 10 軽度生活援助事業 | 23 |
| 11 介護保険要介護認定調査事業 | 24 |
| 12 障害者訪問介護事業 | 25 |
| 13 生活支援体制整備事業 | 26 |

II. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、人材育成 並びに調査研究開発事業

| | |
|-------------|----|
| 14 普及啓発事業 | 28 |
| 15 人材育成事業 | 31 |
| 16 調査研究開発事業 | 34 |

基本方針

1. 利用者のニーズに沿った温かい援助を行います
2. 利用者のプライバシーを守ります
3. 利用者の自立支援に努めます
4. 公社の職員、協力会員は質の高い援助技術を目指します
5. 他の福祉医療機関をはじめ、地域の多くの関係者の方々と連携して利用者を支えます

運営方針

1. 現状と課題

(1) 公社を取り巻く社会状況

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。国は団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進しています。調布市では、国の動きを受け、誰もが安心して、いきいきと暮らすために、地域包括ケアの実現に向けて第6期調布市高齢者総合計画（平成27～29年度）を策定しました。

平成27年4月からの介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築のほか、持続可能な社会保障制度の確立、効率的かつ質の高い介護・医療提供体制の構築を本格化させるとしています。

また、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア・NPO等の多様な主体による多様な生活支援サービスを強化するための取組が進められます。今後増加が見込まれる認知症高齢者の在宅生活を支えるためにも、地域での取組が早期に始まることが期待されています。なお、平成29年4月までに予防給付の一部を市区町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）に移行を開始することとしています。調布市では、介護保険事業者によるサービス整備や、住民主体によるサービスの充実等の受け皿を確保する準備期間を設け、平成28年度中に総合事業への移行を開始する予定です。

(2) 公社の現状と課題

ア 公益法人としての事業の展望

公社では、市民相互の助け合いと自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて、あたたかい地域づくりを進めてきました。引き続き「循環型システムの推進」「総合的・一体的なサービス提供」「公社の持つネットワークを基盤

とした事業の展開」の3点を中心に、中期計画に基づき事業を推進しています。

平成26年度には通所介護サービス提供においての支援困難事例について、支援者の対応方法や通所介護事業の質の向上に向けた調査を、調布市と共同で実施しました。調査結果は、支援が困難な方への対応力の向上に役立てていきます。

イ 介護保険制度改正への対応

介護保険制度改正への対応については、平成26年度に公社内プロジェクトチームにおいて、介護保険制度改正についての情報収集を行い、共有しながら、各事業がどのような影響を受けるかを検討しました。そして、新たな担い手となるボランティアの発掘や育成にこれまで以上に取り組む必要があると確認できました。引き続き、新しい事業展開も含め必要な対策等を検討していく必要があります。

また、介護保険事業の利用者やその家族だけでなく、新たな担い手となる市民にどのような影響があるのかを的確に把握し、それぞれの方に制度改正について広くわかりやすい説明をしていく必要があります。

ウ 地域における支え合いの仕組みづくりの取組

平成27年度からの介護保険制度改正においては、地域の「互助」による助け合いを、「地域包括ケアシステムを実現するための仕組み」として位置づけており、インフォーマルな住民参加の活動が、これまで以上に重要になります。可能な限り住み慣れた地域で在宅生活を継続するため、日常的な生活支援（軽度者の生活援助・配食・見守り等）を含めた、生活支援サービスの充実・強化を図っていくことが求められています。このことから、市区町村が行う地域支援事業の一つに「生活支援コーディネーター※及び協議体」の設置が位置付けられました。今後は、公社がこれまで住民との協働で取り組んできた住民参加型在宅福祉サービスの実践やネットワークを基盤とし、住民主体の地域における支え合いの更なる発展に向けて調布市と連携して取り組んでいく必要があります。

※生活支援コーディネーター：地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

エ 認知症を中心とした家族介護者支援

国は、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を発表し、主な7つの柱のひとつとして、家族介護者支援の重要性を位置づけています。公社では、これまで介護者の相談を受けることはもちろん、福祉講演会や家族会を開催し、「調布市認知症高齢者等を介護する家族支援マップ（以下、家族支援マップ）」を発行してきました。加えて平成26年7月からは毎月、介護者の交流と相談の場であり、当事者の居場所となる「だれでもカフェ」を開催するなど、家族介

護者の支援に取り組んでいます。今後は若年性認知症を含めた家族介護者への更なる支援の充実も求められています。

2. 取組方針

公社は、国が目指す地域包括ケアシステムの構築を調布市とともに推進するために、事業や組織体制などを点検し、公益法人として地域の皆様から信頼、支持される組織づくりに取り組みます。

- (1) 公社理念を事業に反映し、公益法人としての役割を果たしていきます。
- (2) 法人の経営の方向性及び課題について不斷の改善・改革に取り組みます。
- (3) 関連法制度を遵守するとともに知識を高め、また情報を収集しながら研鑽を深め、公社のサービス水準の向上を目指します。
- (4) 調布市や他の福祉・保健・医療機関をはじめ、多くの関係者とともに支え合える地域の構築を目指し、個々の利用者のニーズに応えるために、地域における福祉・介護サービスの質の向上を目指します。
- (5) 国の動向や地域の状況を的確につかみ、支え合いの地域社会の実現に向け地域住民の皆様とともに取り組みます。

3. 重点事業

(1) 介護保険制度改革への対応

今回の介護保険制度改革では平成27年4月から介護報酬改定が行われるほか、平成29年4月までに予防給付の一部が介護保険の事業から市区町村が実施する総合事業に移行されることになっています。平成26年度に介護保険制度改革への対応について、公社内プロジェクトチームで検討した中で明らかになったサービスへの影響や変更事項について、利用者が不安なくサービスが受けられるよう丁寧な説明と支援をしていきます。また広報を通じて、介護保険制度改革の情報を発信していきます。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護において新たに実施される緩和した基準のサービスや住民主体による支援を、公社がどのように提供していくか引き続き検討を進めます。

(2) 地域における支え合いの仕組みづくりの取組

公社は、これまで実施してきた住民参加型の事業、市民との協働の中で培った知見や実績を生かし、新たに生活支援コーディネーターを配置し（予定）、地域における支え合いの更なる発展と生活支援サービスの充実、高齢者等の社会参加の促進に調布市と協議しながら取り組んでいきます。

また、福祉の地域づくりに向けて、広報などによる情報発信、公開研修の実施、市民の勉強会や介護事業者の研修会への講師派遣など、様々な機会と方法で啓発活動を行い、地域の人材育成に取り組みます。特に地域の支え合いの担い手となる市民の方々の育成については、地域の団体や関係機関と連携協力して取り組みます。平成28年度中に開始予定の総合事業に備えて、公社住民参

加型事業の柱である協力会員については、研修体系を再構築します。加えて平成27年度から整備される調布市の福祉人材育成拠点へ運営委員として協力を行います。

食事サービス事業では、引き続き食事サービス連絡会を実施して、市内の配食サービス事業者と高齢者配食の課題と対応策を共有し、この事業を通じた地域づくりを進めます。

(3) 認知症を中心とした当事者と家族介護者支援の取組

平成26年度にモデル事業として実施した「だれでもカフェ」を通年で毎月開催し、認知症などの当事者、家族、地域住民、専門職が集い交流する場を提供します。また、コミュニティカフェの開設支援を通して、市内に介護者が交流できる場と当事者の居場所の充実を図ります。

このほか、家族支援マップの改訂を行い、当事者や家族の利便性を向上させるとともに、その作成過程や配布・活用を契機として、高齢者等のコミュニティカフェや介護者を支える団体とのネットワークを構築し、地域の課題やニーズに取り組むことができる体制づくりに取り組みます。

新たに地域包括支援センターゆうあいに認知症地域支援推進員を配置し、認知症当事者とその家族への支援に向けて、医療と介護の連携や相談支援を充実させていきます。

(4) 公社の将来ビジョンの検討・運営体制の整備

少子高齢化が進展し、家族や地域社会は大きく変容し、これに対応するために介護保険制度などの社会保障制度の変革が進められています。この社会環境の変化に対応し、公社がこれまでの事業実績を活かし、今後どのように運営を行っていくべきか、また、地域住民に安心を提供するためにはどのような役割を担っていくのか、長期的な視野に立った将来ビジョンを外部の有識者を交え検討します。検討においては、これまでの公社で取り組んできた自主事業、受託事業の現状分析を行った上で、これからの中の公社の方向性を見いだしていきます。

また、健全な法人運営を継続していくため、自主事業の収支改善を図るとともに、事業継続に必要なリスクマネジメントの構築など運営体制の整備を進めます。

個別事業計画

I. 高齢者及び障害者等の生活支援に関する事業

1. 有償在宅福祉サービス事業

有償在宅福祉サービス事業は、住み慣れた地域で介護が必要になっても家族や親しい方々と共に、不安のない生活を送りたいという願いの実現に向けた「支え合いの地域社会を目指す」公社の原点といえる事業です。

この事業の特徴は、専門職*と協力会員との協働により「住民参加型」で事業を運営していることです。単にサービスを提供することにとどまらず、地域の住民である協力会員が主体的に活動に参加し体験することで、地域の福祉の実情を知り、助け合いの必要性を学ぶフィールドとなっています。この住民参加によるボランティア精神に富んだ活動は、地域福祉の土壤を育み、調布市の福祉の向上に寄与しています。

*専門職：社会福祉士、介護福祉士、看護師、介護支援専門員、精神保健福祉士等

(1) ホームヘルプサービス【予算額 13,556 千円】

| 対象・目的・内容・費用 |
|---|
| 【対象】利用会員（市内在住の高齢者・障害者・病気療養中の方・産前産後の方・市内の福祉施設等） |
| 【目的】利用会員のニーズに個別に対応することで、安心して、より豊かな生活を送ることができるよう、在宅生活を支援する。また、利用会員の家族介護者の負担軽減を図る。 |
| 【内容】協力会員が担い手となり、家事・介護等、利用会員が自立した生活を送るために必要な支援を行う。 また、福祉施設等に出向いての食事作りなど施設利用者等への支援を行う。 |
| 【費用】1時間 800円 |

(2) 食事サービス【予算額 47,154 千円】

| 対象・目的・内容・提供食数・費用 |
|--|
| 【対象】利用会員・公社デイサービス利用者 |
| 【目的】食事の確保を始め、低栄養の改善、介護者の負担軽減、食育の視点を持った支援を行うことにより、生活の質の向上を図る。配達時の声かけや見守りを行うことにより、孤立を防止し、住み慣れた地域の中で、安心して生活ができるように支援する。 |
| 【内容】①栄養士が栄養バランスを考えた昼食と夕食を、365日毎日利用会員宅に配達する。 ②栄養士が栄養バランスを考えた昼食を、公社デイサービス（国領デイ |

サービス、デイサービス(ふちっぽあん)の利用者に提供する。

①②とも、おなかまランナー*が食事を作り、提供するまでの一連の活動に主体的に参加できる機会を提供し、公社と協働して食事サービス事業を運営する。嚥下やそしゃくが困難な方への対応（特別食：刻み食・ミキサー食など）を強化することで安全安心な食を提供する。また、防災訓練を実施し、災害時における協力会員の安全確保、サービスの提供体制の強化に努める。

【提供食数】37,200 食

【費用】1食750円（①の場合）

*おなかまランナー：利用者に喜ばれる質の高い食事サービスの提供を目的に、食事サービスの調理・配達・洗浄を担う協力会員が、自主的に組織する団体

（3）会員交流事業【予算額 40千円】

対象・目的・内容

【対象】協力会員・利用会員・賛助会員

【目的】住民同士の支え合いを意識し、会員が健康で活き活きと生活できるよう生きがいの創出を図る。

【内容】音楽会や会食等の有意義な時間過ごす会員相互の交流会を開催する。

（4）会員慶弔【予算額 179千円】

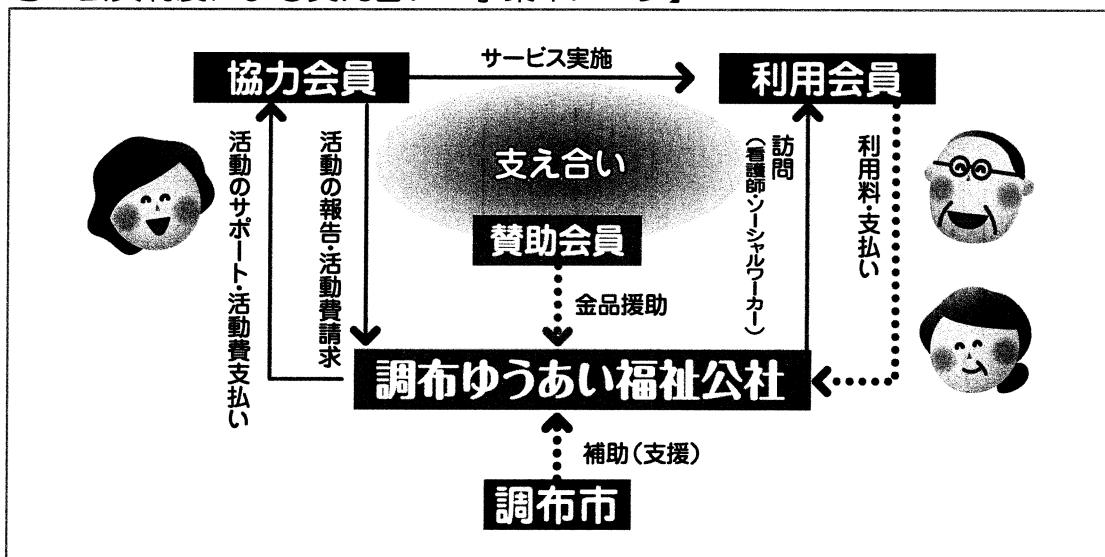
対象・目的・内容

【対象】利用会員・協力会員

【目的】独居や家族と疎遠な高齢者等にコミュニケーションの機会を創出し、安心して豊かな日常生活を過ごすことができるよう支援する。

【内容】慶事（利用会員の誕生日）に記念品（ミニブーケ等）を贈る。逝去に際しては弔電により弔意を表す。

【参考 会員制度による支え合い 事業イメージ】



2. 生活支援コーディネート事業

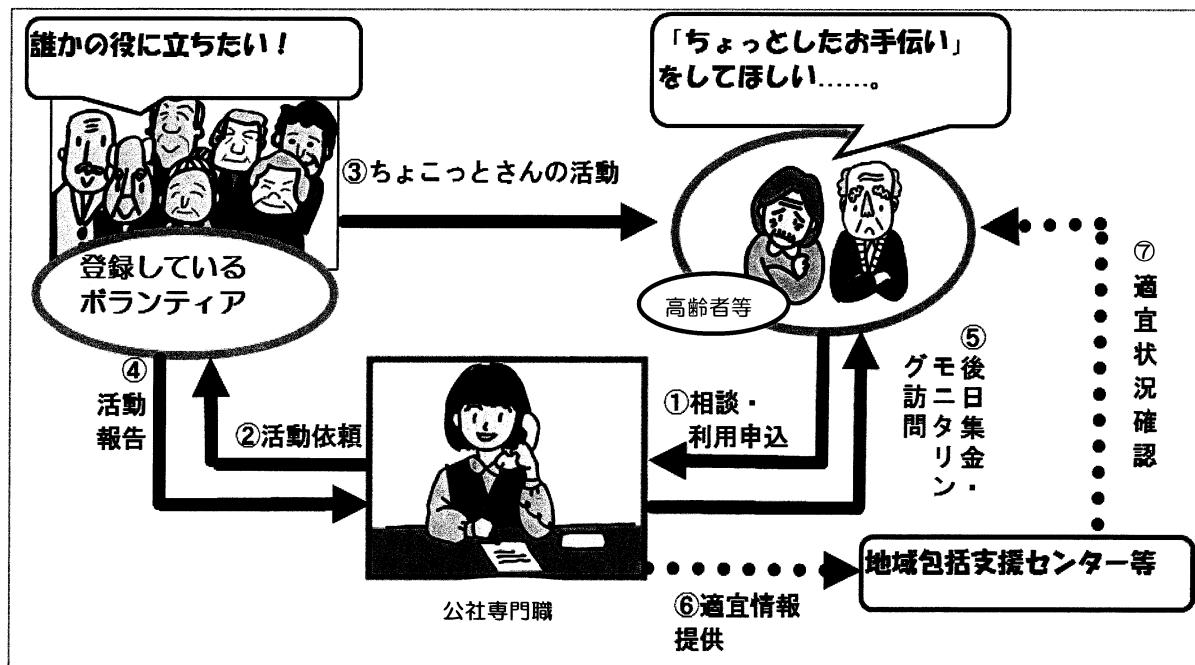
ひとり暮らし高齢者等の日常生活で生じる「ちょっとした困りごと」を「住民参加型」の仕組みにより支援する取組です。ちょっとした支えがあれば生活できる方々の自立した生活を支えるとともに、近所づきあいが希薄になっている昨今、本事業は、地域住民とのコミュニケーションのきっかけとなり、孤立を防止し、地域の見守りの機能の充実につながっています。

遠慮や気づまりすることなく利用できるように、安価な利用料を設定しています。サービスの担い手は近隣の住民であり、地域福祉の担い手として幅広い年齢層のボランティアが活躍できる場になっており、ボランティアの方の生きがい創出や介護予防にも役立っています。

(1) 生活支援コーディネート事業「ちょこっとさん」【予算額 212 千円】

| 対象・目的・内容・実施日・費用 |
|---|
| 【対象】65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の世帯の方 |
| 【目的】高齢者が在宅生活を維持できるよう支援する。孤立防止と地域の見守り機能を強化する。 |
| 【内容】専門職がちょっとした困りごと（専門性、継続性、緊急性がなく30分程度でできる電球交換や荷物の上げ下ろし等）の相談を受け、お手伝いするボランティアを派遣する。利用後、モニタリングを行い、必要な各種サービスを提供又は紹介する。 |
| 【実施日】月曜日～金曜日（祝日を除く） |
| 【費用】1回300円 |

【参考 ちょこっとさん 事業イメージ】



3. 在宅福祉サービスに関する相談事業

高齢者、障害者、病弱者並びにひとり親家庭等の総合相談の窓口として、地域包括支援センターや地域の機関と連携しながら、日常生活や健康に関する無料相談を実施しています。

公社の専門職が有する広範な情報やネットワークを駆使し、適切な社会資源につなげるなど、問題解決に向け対応しています。

有償在宅福祉サービスの利用会員には、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、専門職が関わり、日常生活の相談・支援を実施しています。

【予算額 1,758 千円】

(1) 在宅福祉サービスに関する生活相談

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|----------------|--|
| 生活相談 (市民) | <p>【対象】市民（主に高齢者）</p> <p>【目的】地域で暮らす高齢者が身近な窓口で相談ができる、安心して暮らすことができる。</p> <p>【内容】専門職が生活支援の視点に立って電話・来所・訪問相談を行い、関係機関と連携を図りながら、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスにつなげる。</p> |
| 生活相談 (会員) | <p>【対象】利用会員・協力会員・賛助会員</p> <p>【目的】住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができる。</p> <p>【内容】専門職が訪問・電話・来所による日常生活相談を行い、利用者一人ひとりのニーズにあったサービス調整を行う。</p> |
| 健康訪問相談 (会員) | <p>【対象】利用会員・協力会員・賛助会員</p> <p>【目的】家庭における健康管理や健康の増進を図ることができる。</p> <p>【内容】看護師が訪問・電話・来所により、心身の健康に関する相談や必要な指導、助言を行う。必要に応じて主治医との連絡調整を行う。</p> |

(2) 医師による健康相談

| 対象・目的・内容・回数 |
|--|
| <p>【対象】市民・会員・市内介護事業所従事者</p> <p>【目的】心や体の悩みを専門家に相談する機会を提供する。</p> <p>【内容】内科相談と神経科相談。心や体の悩みについて、専門医による個別相談を実施する。予約制。</p> <p>【回数】内科相談： 6回 奇数月の第3木曜日を予定 神経科相談： 6回 奇数月の第2月曜日を予定 共に、午後1時30分～3時（45分 2枠）</p> |

(3) 弁護士による法律相談

| 対象・目的・内容・回数 |
|--|
| 【対象】市民・会員・市内介護事業所従事者 |
| 【目的】在宅生活の中の法律的な悩み等を専門家に相談する機会を提供する。 |
| 【内容】法律的手続等、弁護士による法律相談・情報提供を行う。予約制。 |
| 【回数】6回 奇数月の第3金曜日（第2木曜日の時もあり） 午前10時30分～12時（45分 2枠） |

(4) 福祉用具等の相談、貸出、紹介

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】市民・会員 |
| 【目的】入院・入所・外出など、一時的に福祉用具が必要になったときの介護者負担の軽減を図るとともに、在宅での自立した生活を支援する。 |
| 【内容】相談を受け、福祉用具・介護用品等（車イス、ポータブルトイレ等）の紹介・短期貸出を行う。 |

4. 居宅介護支援事業

適切なアセスメントと課題分析を行い、利用者一人ひとりのニーズに合わせたケアプランを作成し支援します。平成27年は介護保険制度改革が行われるため、利用者それぞれの変更点を説明し適切な対応に努めます。地域の中で多くの課題（認知症、精神疾患等の疾病、虐待、介護力不足、経済的な問題、良好ではない家庭環境・社会環境等）を抱えた利用者や介護者等に対しては、行政や他機関との連携を図りながら安心して生活が続けられるよう支援します。

また、地域包括支援センター主催の地域ケア会議へ参加し、適切な支援に関する研鑽を行い、地域課題等を把握していきます。

（1）居宅介護支援、居宅介護予防支援事業【予算額 1,529千円】

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】 介護保険要支援・要介護認定者 |
| 【目的】 介護保険サービス等を活用し、利用者の意欲、可能性が最大限に引き出され、その人らしさを大切にし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる生活を実現するための支援を行う。 |
| 【内容】 アセスメントに基づき、介護保険サービスのみならず、個々の利用者にとって必要かつ効果が期待できるサービスも視野に入れたケアプランを作成する。定期的に利用者状況を確認し、合理的・効果的にサービス提供が出来ているか評価する。 |

5. 調布市地域包括支援センターゆうあい事業

高齢者とその家族の総合相談窓口機能の認知度向上、認知症の本人、家族等を支援する体制の強化、地域で心配な高齢者の早期発見に向けたネットワーク機能の強化等、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを活かして取り組んでいきます。

また、市内最大の高齢者人口を抱える*地域包括支援センターとして、多くの高齢者や複雑な課題を抱える利用者等とかかわることで、地域の課題やニーズを抽出して、地域に必要な支援に関する政策提言も含めた役割を担っています。

平成27年度は新たに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方を支援するため、関係機関との連携体制の構築・コーディネートを図ります。加えて、地域の在宅医療と介護サービス資源の把握や整理を行い、在宅医療・介護連携に関する相談の充実・強化に努めます。引き続き「できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって生活できる」ことをかなえるために必要な支援、資源について地域の特性を理解し、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として各事業に取り組むとともに、高齢者個人に対する支援の充実とその支援を支える地域づくりを市民、行政、介護保険事業者と共に考えていきます。

*担当地区：菊野台2・3丁目、国領町1～6丁目、国領町8丁目1・4番地

(1) 地域包括支援センター事業【予算額2,600千円】

ア 総合相談事業

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|---------|---|
| 総合相談 | <p>【対象】 担当地区の高齢者等とその家族等</p> <p>【目的】 地域の高齢者へ介護等についてニーズに合った内容を具体的に助言し、高齢者の生活の質を向上させ、家族の介護負担を軽減する。高齢者等が困ったときに気軽に相談ができ、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援を行う。</p> <p>【内容】 訪問・来所・電話による面接等の総合的な相談に基づき、生活の実態やニーズを把握し、医療・保健・福祉などの必要なサービスや関係機関の紹介等を行う。</p> |
| 判定・申請代行 | <p>【対象】 担当地区的高齢者とその家族等</p> <p>【目的】 高齢者が調布市の必要な高齢福祉サービス等を選択し利用することができるよう、身近な窓口として、高齢者の自立に向けた適切な情報を提供し必要な手続きを行う。</p> <p>【内容】 訪問・来所面接、各種判定業務、介護保険申請代行等</p> |

イ 地域ネットワーク

| 事業 | 対象・目的・内容・回数 |
|-------------------|--|
| 地域ケア会議 | <p>【対象】地域の各団体、医療・福祉関係者</p> <p>【目的】高齢者等が安心して生活できる地域づくりを行う。</p> <p>【内容】担当地域の高齢者が抱える問題について個別課題、地域課題等の実態を把握し、地域の関係者・関係機関等と情報の共有と問題や課題解決に向けたケース検討等を行う。</p> <p>【回数】3回</p> |
| 広報協力員研修、連絡調整会 | <p>【対象】広報協力員*</p> <p>【目的】広報協力員が、地域包括支援センターの広報活動を行いながら、高齢者と接点を持つことで孤立を防ぎ、安心して生活が続けることができるよう支援する。</p> <p>【内容】研修、連絡調整会を開催する。</p> <p>【回数】5回</p> <p>*広報協力員：調布市が委嘱する、地域包括支援センターの周知活動を住民に近い立場で行うボランティア。</p> |
| 広報協力員PR活動 | <p>【対象】相談窓口である地域包括支援センターの活用方法などの案内を希望した70歳以上の世帯</p> <p>【目的】地域包括支援センターの普及・啓発を行うと共に、具体的な相談やサービス導入が必要な方に地域包括支援センターにつなぐ支援を行う。</p> <p>【内容】広報協力員が市民の立場で地域包括支援センターと地域をつなぐPR訪問を継続して行う。</p> |
| 民生児童委員と広報協力員の連絡会 | <p>【対象】民生児童委員・広報協力員</p> <p>【目的】高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを推進する。</p> <p>【内容】連絡会を開催し、民生児童委員と広報協力員がお互いの役割や地域の情報を共有し連携を図る</p> <p>【回数】1回</p> |
| 認知症サポート養成講座の開催 | <p>【対象】市民</p> <p>【目的】市民が認知症の疾患や当事者、家族介護者の気持ちを理解し、地域で支援することを目的とする</p> <p>【内容】市民に向けて、キャラバンメイトによる認知症サポート養成講座を市の年間計画に基づき広域で随時実施する。また、市民の活動の場でのPRを行い普及啓発活動を行う。</p> |
| 認知症総合支援事業 【新規】 | <p>【対象】担当地区の高齢者等とその家族等</p> <p>【目的】認知症になつても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援する。</p> <p>【内容】認知症の方が速やかに、適切な医療・介護等を受けられるよう、医療機関等と連携を深め、相談支援を強化する。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 在宅医療・介護連携推進事業 【新規】 | <p>【対象】担当地区の高齢者等とその家族等</p> <p>【目的】在宅においても、医療・介護サービスが適切に受けられ、地域での療養生活を継続しておくことができる。</p> <p>【内容】地域の医療・介護サービス資源の把握・整理を行う。また、調布市医師会等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携に関する相談支援を強化する。</p> |
|-------------------------------------|---|

ウ 介護者支援

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|-----------------|--|
| 介護教室 | <p>【対象】市民、高齢者等とその家族等</p> <p>【目的】安心してサービスを利用し、介護に携わることができるよう支援を行う。</p> <p>【内容】医療・保健・福祉等に関する普及啓発を行う。教室の開催を通して、介護方法や介護予防の他権利擁護等の高齢者に関する情報を提供する。2日コース 9月開催予定</p> |
| 家族介護者の支援 | <p>【対象】介護者、市民</p> <p>【目的】家族介護者に働きかけ、負担軽減や虐待防止を図る。家族が安心して介護に携わることができるように介護者同士の支え合い活動を支援する。</p> <p>【内容】認知症などの当事者、家族、地域住民、専門職が集い交流する場を提供する。介護を担っている家族等が参加する介護者教室等を実施する。介護に携わる者同士が集まることで、仲間づくり、情報交換を支援し、負担感の軽減を図ることができるよう支援する。</p> |
| 福祉用具の展示 | <p>【対象】市民、高齢者等とその家族等</p> <p>【目的】安心して安全に利用できるように、福祉用具を実際に確認し、体験できる機会を提供する。</p> <p>【内容】福祉用具の展示・相談・体験 ※P.10「(4) 福祉用具等の相談・貸出・紹介」参照</p> |

工 権利擁護

| 対象・目的・内容 |
|---|
| <p>【対象】権利侵害の対象になりやすい高齢者。自ら権利主張や行使をすることができない状況にあり、金銭管理や契約行為が困難な高齢者</p> |
| <p>【目的】地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。</p> |
| <p>【内容】虐待予防の対応、成年後見制度の活用促進、困難事例への対応及び消費者被害の防止。</p> |

才 ケアマネジメント支援

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|--------------------|---|
| ケアプラン適正化事業 | <p>【対象】主任介護支援専門員</p> <p>【目的】介護支援専門員が適切なケアマネジメントが行えるよう支援する。</p> <p>【内容】利用者に対する適切な介護サービスを確保できるよう介護支援専門員との面談、同行訪問、サービス担当者会議の出席などを通じて、サポートを行う。</p> |
| 地域連絡会 ケアマネットの開催 | <p>【対象】介護支援専門員</p> <p>【目的】地域の専門職の連携と協働体制により、業務が円滑に行えるように支援する。個々の専門職の実践力向上に向け支援する。</p> <p>【内容】「中央南部地区・介護支援専門員地域連絡会ケアマネット」をときわぎ国領・調布八雲苑・ゆうあいの合同で2回以上開催する。</p> |

力 介護予防ケアマネジメント

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|---------------------|---|
| 介護予防ケアプランの作成及び適正化事業 | <p>【目的】高齢者が要介護状態になることを予防し、安心して在宅生活が継続できるよう支援する。</p> <p>①介護予防ケアプランの作成事業</p> <p>【対象】介護保険要支援認定者</p> <p>【内容】介護予防ケアプランを作成する。</p> <p>②介護予防ケアプランの適正化事業</p> <p>【対象】委託先の居宅介護支援事業所</p> <p>【内容】委託したケアプランの管理及び委託先事業所の指導をする。</p> |
| 介護予防事業 | <p>【対象】介護予防高齢者</p> <p>【目的】要支援・要介護になることを予防し、身体状況を維持しながら、安心して在宅生活を継続できるよう、専門的・予防的視点から支援する。</p> <p>【内容】来所、電話、訪問等での面接相談を通して、介護予防高齢者の実態把握と介護予防についての普及啓発・介護予防事業の紹介を行う。また住民主体の介護予防の場（体操クラブ等）を1ヶ所立ち上げる支援をする。</p> |

(2) 見守りネットワーク事業【予算額 240 千円】

| 対象・目的・内容 |
|---|
| <p>【対象】市民（自治会・老人クラブ・民生児童委員・商店会等、地域で暮らす人や働く人等）、高齢者等とその家族等</p> |
| <p>【目的】高齢者等の意思や生活様式を尊重しながら、地域住民による「ソフトな見守り」と「ゆるやかな働きかけ」を行うことにより、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らすことを目指す。また、地域包括支援センターの機能や役割の周知に努め、地域での見守りの輪を広げ、見守り体制を整える。</p> |
| <p>【内容】地域包括支援センターや見守りネットワークの認知度を高めるために、地域住民や地域団体へ広報を行う。また地域からの通報に対して迅速かつ適切に対応する。</p> |

6. 訪問介護事業

利用者の自立支援と、希望する暮らしの実現のために、ケアプランに基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を必要とする利用者の家を訪問し、身の回りの支援を行います。

公社では、チームケア方式*による質の高いサービスを365日提供し、行政や他機関と積極的に連携し、地域のセーフティネットとしての役割を果たしています。認知症や精神疾患による症状が重篤で、その方に寄り添った丁寧な介護を要する方々など多くの課題（虐待、家庭環境、経済環境、社会環境等）を抱えた利用者等を受け入れています。

また、公益財団法人として地域における福祉サービスの向上に努めています。公社内外の講座等に職員を講師として派遣することや、社内研修を市内の事業所に無料で公開するなど、地域の介護人材の育成と質の向上に寄与しています。

なお、介護予防訪問介護事業は、介護保険制度改正に伴い、調布市では平成28年度内に総合事業への移行を開始することが検討されています。

*チームケア方式：利用者に対して、サービス提供責任者を中心に10人程のホームヘルパーがチームを組み連携し、交代でサービスを提供すること

（1）訪問介護事業、介護予防訪問介護事業【予算額 5,668 千円】

| 対象・目的・内容・費用 |
|--|
| ①訪問介護事業 |
| 【対象】介護保険要介護認定者 |
| 【目的】利用者の希望・ニーズに沿った適切なサービスを提供することにより、利用者が安心して在宅生活を送ることができる。 |
| 【内容】介護保険利用者に対して訪問介護計画に基づき、身体介護、生活援助を行う。 |
| ②介護予防訪問介護事業 |
| 【対象】介護保険要支援認定者 |
| 【目的】利用者の生活意欲が高まるよう協働でサービスを提供することで、日常生活に支障がある状態の軽減や悪化防止を図る。 |
| 【内容】自立支援を基本に生活の援助をする。 |
| ①②共 |
| 【費用】契約に定める利用料等 |

7. デイサービスぶちばあん事業

認知症になっても住み慣れた地域でできる限り生活が続けられるよう、通所施設として、送迎、食事、入浴、趣味、生きがい活動のサービス提供をしています。

ぶちばあんの特徴は、地域住民が参加するぶちばあん運営協議会（以下、運営協議会）が事業運営のサポートを行い、地域に根ざした活動をしていることです。また、虐待、家庭環境、経済環境、社会環境等多くの課題を抱え、より丁寧な対応が求められる利用者を受入れ、行政や他の機関と連携して、地域のセーフティネットとしての役割を担っています。

(1) デイサービスぶちばあん事業（認知症対応型通所介護）

【予算額 12,184 千円】

| 対象・目的・内容・営業日・費用 |
|--|
| 【対象】 介護保険要支援・要介護認定者で認知症の疾患を有する方 |
| 【目的】 個別ケアを大切にしながら、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるように支援をする。 |
| 【内容】 通所介護計画に沿い、送迎・食事・転倒予防体操・入浴・趣味・生きがい活動等のサービスを提供する。 認知症対応型通所介護（要支援・要介護） 1日 12人 |
| 【営業日】 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日を除く） |
| 【費用】 契約に定める利用料等 |

(2) ボランティアの受け入れ

| 対象・目的・内容 |
|--|
| 【対象】 市民・団体・学校等 |
| 【目的】 利用者との交流から地域福祉について関心を持ち、市民相互の支え合いを基本としたあたたかい地域づくりを目指す。 |
| 【内容】 デイサービスの様々な活動や行事に個人・市民団体・学校等がボランティアとして参加することを受け入れる。 |

(3) 家族支援（家族会）

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】 利用者家族 |
| 【目的】 家族介護者が地域から孤立することを防ぎ、介護者の負担軽減を図る。また、家族介護者が抱えるニーズを把握し、支援につなげる。 |
| 【内容】 家族介護者の懇談会を実施（11月開催予定）。介護情報の提供、介護技術の習得の場を提供する。 |

(4) 地域開放支援事業【予算額 1,770 千円】

| 対象・目的・内容 |
|--|
| 【対象】市民 |
| 【目的】誰もが安心して健やかな生活を送るための地域づくりを目指し、住民参加型サービスの実施と運営協議会を中心に、地域住民に開かれた施設づくりに努める。 |
| 【内容】①地域住民を主体とした運営協議会の円滑な運営を支援する。 ②運営協議会が年に 3 回実施する地域交流会を支援する。 ③ひだまりபுச்சாந்（社会福祉協議会）の毎月 1 回実施を支援する。 ④集会所として地域住民団体に施設を貸し出す。（無料） ⑤地域開放事業を広報する。 |

8. 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業

通所介護サービスを通じて、利用者の自立支援と家族介護者の支援を目的とし、元気な高齢者から重度の要介護者まで幅広く受け入れ支援します。医療機関や他の介護サービス事業者と連携して、地域のセーフティネットとして役割を果たします。また、ボランティア活動を推進し、交流会等を通じてネットワークを築き、地域の見守り体制を強化します。

平成27年10月から、祝日についても事業を実施する予定です。このことにより、定期的な利用が可能となることで、利用者の生活リズムが安定するとともに、家族の介護負担の軽減等を図ります。

なお、介護予防通所介護・介護予防デイサービス事業については、介護保険制度改正に伴い、調布市では平成28年度内に地域支援事業の総合事業への移行を開始することが検討されています。具体的な内容等については、調布市と調整を行なっていきます。

(1) 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業【予算額 41,063千円】

| 対象・目的・内容・営業日・費用 |
|--|
| 【対象】介護保険要支援・要介護認定者及び調布市が必要と認めた方 |
| 【目的】住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、利用者の尊厳を守りその人らしい生活を支援する。 |
| 【内容】通所介護計画に沿い利用者一人ひとりの目標達成を踏まえ、送迎・食事・転倒予防体操・入浴・趣味・生きがい活動等のサービスを提供する。 介護予防通所介護（要支援）・通所介護（要介護） 1日 30人 認知症対応型通所介護（要支援・要介護） 1日 12人 |
| 【営業日】月曜日～土曜日（12月29日～1月3日を除く） ※10月より祝日を営業開始（予定） |
| 【費用】契約に定める利用料等 |

(2) 介護予防デイサービス事業【予算額 1,483千円】

| 対象・目的・内容・営業日・費用 |
|--|
| 【対象】介護予防高齢者等調布市が必要と認めた方 |
| 【目的】ひきこもりを防止し、健康の維持増進を支援する。 |
| 【内容】趣味活動・レクリエーション・転倒予防体操等のサービスを提供する。 1日 15人 |
| 【営業日】火曜日・水曜日・金曜日 |
| 【費用】調布市の定める利用料等 |

(3) ボランティアの受け入れ

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|-------------|---|
| ボランティアの受け入れ | <p>【対象】市民・団体・学校等</p> <p>【目的】利用者との交流から地域福祉について関心を持ち、市民相互の支え合いを基本としたあたたかい地域づくりを目指す。</p> <p>【内容】ディサービスの様々な活動や行事に個人・市民団体・学校等がボランティアとして参加することを受け入れる。</p> |
| ボランティア交流会 | <p>【対象】登録ボランティア</p> <p>【目的】ボランティア活動で感じたことを語り合うことでボランティア同士の横のつながりを作る。活動に関する意見や感想を知り、ボランティア活動の推進と地域交流を図る。</p> <p>【内容】ボランティア交流会を6月と2月開催する。(時期は予定)</p> |

(4) 家族支援(家族会)

| 対象・目的・内容 |
|--|
| 【対象】利用者家族 |
| 【目的】家族介護者が地域から孤立することを防ぎ、介護者の負担軽減を図る。また、家族介護者が抱えるニーズを把握し、支援につなげる。 |
| 【内容】家族介護者の懇談会を9月と2月(予定)に開催し、介護情報の提供、介護技術の習得の場を提供する。 |

9. 低栄養予防事業

要介護状態となることを予防するための栄養状態の維持、増進を図ります。また、講座終了後も低栄養予防の取組が継続できるよう、フォローアップ講座を開催します。【予算額 186 千円】

(1) 低栄養予防事業（いきいきクッキング）

| 対象・目的・内容・費用 |
|--|
| 【対象】65 歳以上の市民で以下に該当する方 介護予防高齢者・低栄養の不安のある方・男性で調理経験の少ない方。 |
| 【目的】要介護状態になることを予防するための栄養状態の維持、向上を目指す。 また低栄養から生じる体力低下を予防する。 |
| 【内容】講義、調理実習及び前後の健康度の把握と効果測定を行い、栄養ケア計画の作成と、これに基づくプログラムを 8 回コースで 6 月～9 月に実施する。 |
| 【費用】4,000 円 |

(2) いきいきクッキングフォローアップ講座

| 対象・目的・内容・開催時期・費用 |
|---|
| 【対象】低栄養予防事業「いきいきクッキング」参加者等 |
| 【目的】事業終了後も低栄養予防の取組が継続できるよう、フォローアップ講座を開催する。 |
| 【内容】必要と思われる情報提供と調理実習を行う。事業終了後に集まることで仲間づくりの機会となり、閉じこもりや孤立を防ぎ、健康で生きがいのある生活が続けられるよう支援する。 |
| 【開催時期】秋（予定） |
| 【費用】食材等実費 |

10. 軽度生活援助事業

介護保険制度における非該当者や、認知症の方など日常生活上の援助が必要な方に、家事サービスや認知症の方の見守りを行います。

なお、この事業は、調布市の独自の施策事業を受託していますが、介護保険制度改正に伴い、軽度生活援助事業については、平成28年度内に総合事業への移行を開始することが検討されています。

（1）軽度生活援助事業【予算額 803千円】

対象・目的・内容・費用

【対象】介護保険法による要介護認定において非該当と判定された高齢者で単身世帯、高齢者世帯及びこれに準じる世帯であって、日常生活上の援助を必要とする方

【目的】日常生活上の困りごとへ支援を提供することにより利用者の自立を支援し、生活の充実・安定を図る。

【内容】住民参加のノウハウや、経験と技術を持つ専門職を関与させながら、協力会員による日常的な生活援助（ホームヘルプサービス）を提供する。

【費用】1時間170円（生活保護世帯、市民税非課税世帯等に属する方は無料）

（2）軽度生活援助見守り事業

対象・目的・内容・費用

【対象】65歳以上、又は65歳未満でも介護保険法の認定を受け、認知症の症状を有し、介護保険の適用とならない見守り等のサービスを定期的に必要とする方

【目的】見守り等のサービスを提供することにより、利用者に安心して生活していくいただくとともに、家族の介護負担の軽減を図り、認知症高齢者とその家族の在宅生活を支える。

【内容】訪問介護員が見守り、散歩介助、話し相手、その他の援助を行う。

【費用】1時間350円（生活保護世帯、市民税非課税世帯等に属する方は無料）

11. 介護保険要介護認定調査事業

調布市の介護保険制度の円滑な運営のために、介護保険法による要介護認定調査を行います。

(1) 介護保険要介護認定調査

対象・目的・内容

【対象】介護保険要介護認定申請者

【目的】介護保険制度の円滑な運営の一端を担う。

【内容】介護保険法による要介護認定調査。全国共通の基準により対象者の心身の状態、日常生活等の訪問調査を行う。

12. 障害者訪問介護事業

障害者の自立支援と、望む暮らし方の実現のために、訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を必要とする障害者の家を訪問し、身の回りの支援を行います。

公社では、チームケア方式による質の高いサービスを365日提供し、行政や他機関との連携を密にし、精神疾患等の疾病による症状が重篤な方や、多くの課題（虐待、家庭環境、経済環境、社会環境等）を抱え、介護に相当な経験とノウハウを要する利用者の受け入れを行うなど、地域のセーフティネットとしての役割を果たしています。

（1）障害者訪問介護事業【予算額 1,104千円】

対象・目的・内容・費用

【対象】障害者総合支援居宅介護、重度訪問介護該当者

【目的】障害者の自立支援を目指して必要なサービスを行う。障害者が自らの望む暮らしを実現できる。

【内容】障害者に対して身体介護、家事援助を行う。

【費用】契約に定める利用料

13. 生活支援体制整備事業【新規】

昨今、地域のつながりの希薄化や家族構造の変化などにより、支援を必要としているひとり暮らしの高齢者等が増加しています。こうしたニーズへ対応していくためには、公的な制度に基づくサービス・支援だけではなく、助け合いの理念に基づくインフォーマルな住民主体の活動を積極的に推進し、地域の支え合いの体制づくりを実現していくことが重要になっています。

平成27年度の介護保険制度改革では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の一つとして、生活支援サービスの充実・強化を図っていくことが示されており、市区町村が行う地域支援事業の一つに「生活支援コーディネーター及び協議体」の設置が位置付けられました。

調布市においては、「第6期調布市高齢者総合計画」期間中に、生活支援体制整備事業として「生活支援コーディネーター及び協議体」を設置し、地域で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むこととされています。

公社は、平成27年度中に調布市が行う「生活支援体制整備事業」を受託（予定）し、これまで実施してきた住民参加型の事業、市民との協働の中で培った知見や実績を生かし、地域における支え合いの更なる発展と生活支援サービスの充実、高齢者等の社会参加の促進に取り組んでいきます。

(1) 生活支援体制整備事業

ア 生活支援コーディネーターの配置

| 対象・目的・内容 |
|--|
| 【対象】 調布市全域 |
| 【目的】 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、コーディネート業務（主に資源開発やネットワーク構築）を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備の充実・強化を図る。 |
| 【内容】 地域ニーズや社会資源の調査、把握を行うとともに、関係者間の情報共有や連携体制などのネットワークを構築する。あわせて、サービスの担い手の養成、元気な高齢者等が活動する場の確保等の基盤を整備し、地域に不足するサービスや、地域の実情にあった介護予防や生きがいづくりのサービスを創出する取組を行う。 |

イ 協議体の設置・運営【予算額 1,100 千円】

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、関係機関等 |
| 【目的】生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として協議体を設置することにより、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。 |
| 【内容】地域づくりにおける意識の統一や情報交換を行い、企画や立案、方針の策定等生活支援コーディネーターの活動を組織的に補完し、地域のニーズと資源を把握し、情報のマッピング等の見える化、多様な主体への協力依頼などの働きかけなどの取組を推進する。 |

II. 市民福祉及び地域福祉の増進のための普及啓発、人材育成 並びに調査研究開発事業

14. 普及啓発事業

住民相互の支え合いによるあたたかい地域づくりを目指し、情報発信、地域活動への参加支援、住民同士の仲間づくりの場の提供等、様々な手法で福祉に関する普及啓発に努めます。また、公社の行う住民参加型事業、受託事業、多種の介護保険事業等で得られる情報を、普及啓発事業のテーマの創出や企画に活かします。

(1) 福祉講演会【予算額 206 千円】

| 対象・目的・内容・開催 |
|---|
| 【対象】市民・利用会員・協力会員・賛助会員・福祉関係者等 |
| 【目的】福祉、保健、医療等に関する市民の社会的関心事をテーマに講演会を開催し、市民や調布市内の関係機関と連携した福祉のまちづくりを進める。 |
| 【内容】講演会開催による情報の発信とともに、参加者へのアンケートから市民のニーズを把握する。 |
| 【開催】平成 28 年 1 月 30 日（土）予定 |

(2) 広報【予算額 3,417 千円】

| 事業 | 対象・目的・内容 |
|--------------------------------|---|
| 機関紙・広報紙発行 【予算額 3,259 千円】 | 【対象】市民・利用会員・協力会員・賛助会員 【目的】公社事業やサービスの紹介、福祉に関する事業の情報提供を行い、公社の周知を図る。 【内容】①機関紙「ほっとらいん」各 2,700 部を 6 回発行 ②広報紙「ほっとらいん特別号」各 75,000 部を 7 月、12 月に発行。市内新聞折込を実施。 |
| ホームページ 【予算額 158 千円】 | 【対象】市民・利用会員・協力会員・賛助会員 【目的】公社事業やサービスの紹介、その他福祉に関する事業の情報提供を行う。 【内容】ホームページによる情報提供 |

(3) 公社事業説明会

| 対象・目的・内容・開催時期 |
|---|
| 【対象】市民・利用会員・協力会員・賛助会員 |
| 【目的】公社事業への参加、協力、連携を推進し、市民と共に支え合う地域づくりを進める。 |
| 【内容】年度初めに公社事業計画及び各サービスについて説明するとともに、福祉に関する情報を提供する。 |
| 【開催】平成27年4月28日(火)予定 |

(4) 協力会員・登録ボランティア説明会

| 対象・目的・内容・回数 |
|--|
| 【対象】市民 |
| 【目的】公社の行っている協力会員活動やボランティア活動を説明し、担い手を募集する。 |
| 【内容】公社及び市内各地で説明会を実施し、ボランティアを始めたい市民の相談に応じ、きっかけづくりをする。登録希望者に協力会員基礎研修を行う。 |
| 【回数】6回以上 |

(5) 生きがい介護予防講座【予算額 677千円】

| 事業 | 対象・目的・内容・開催時期・費用 |
|----------------------------------|--|
| 男性のための 料理講座 【予算額 208千円】 | 【対象】55歳以上の市民 【目的】中高年の地域住民同士の交流による仲間づくりや、生きがいと社会参加の機会を提供することで、介護予防の視点を取り入れ要介護状態になることができる限り防ぐ。 【内容】5回コース 定員:12人 食に関する正しい知識と調理技術の習得と、仲間づくりの機会を提供する。 【開催時期】10月(予定) 【費用】5,000円 |
| フォークダンス講座 【予算額 80千円】 | 【対象】55歳以上の市民 【目的】介護予防を意識しながら体を動かすことにより筋力低下を防ぎ、また仲間づくりの機会を提供する。 【内容】4回コース 定員:15人 【開催時期】9月(予定) 【費用】1,500円 |
| パソコン・デジカメ講座 【予算額 | 【対象】55歳以上の市民 【目的】趣味を広げ、仲間づくりの機会を提供し、介護予防に繋げる。 |

| | |
|--------|--|
| 389千円】 | <p>【内容】4回コース 定員:15人 デジタルカメラの操作方法やパソコンへのデータ取り込み、年賀状の作成方法などを習得する。</p> <p>【開催時期】10月（予定）</p> <p>【費用】1,500円</p> |
|--------|--|

(6) 介護予防社会参加事業

| 対象・目的・内容・費用 |
|---|
| 【対象】生きがい介護予防講座参加者でつくる自主グループ |
| ①男性料理の自主活動グループ「だいこんの会」 |
| ②フォークダンスの自主活動グループ ゆうあいフォークダンス友の会 「すみれ」「フレンズ」 |
| ③パソコン・デジカメの自主活動グループ「ゆうあいネット」 |
| 【目的】生きがい介護予防講座終了後も参加者が活動を続け、閉じこもりや孤立を防ぎ、健康で生きがいのある生活が続けられるよう支援する。 |
| 【内容】活動への助言、会場提供、講師などの調整。 |
| 【費用】実費負担 |

(7) 調布市食事サービス連絡会

| 対象・目的・内容・開催時期 |
|--|
| 【対象】調布市内で食事（配食）サービスを実施している事業者・団体 |
| 【目的】調布市全体の食事サービスの向上を図る。 |
| 【内容】情報・課題の共有、課題解決への検討、事業者間のスムーズな連携 公社食事サービス事業の見守り機能を重点としたノウハウ等の提供 |
| 【開催時期】冬 |

(8) 家族介護者支援事業

| 対象・目的・内容・回数・費用 |
|---|
| 【対象】市民、認知症高齢者等を介護する家族、当事者、専門職等 |
| 【目的】当事者・家族が交流できる場の設置や家族支援マップの作成により、認知症高齢者や介護する家族等が、安心して地域で生活できるよう支援する。 |
| 【内容】①だれでもカフェ（認知症カフェ）の開催【予算額 101千円】 ②家族支援マップの改訂 【予算額 p.28 (2) 機関紙・広報紙の発行に含む】 |
| 【回数】①12回 ②1回 |
| 【費用】①実費負担 |

15. 人材育成事業

公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じたあたたかい地域づくり」を推進するため、協力会員、ボランティアの育成、専門資格の取得を目指す実習生の受け入れ、講座、研修会、学習会の開催等、様々な「学びの場」を提供し、介護や地域福祉の担い手となる人材育成を行います。

住民参加型在宅福祉サービス事業を始め、地域包括支援センターを含めた各種介護保険事業を総合的に学ぶことができるため、福祉、医療、教育職の育成実習の場となっています。

また、福祉教育現場や福祉現場に、職員を講師として派遣し、専門職の養成を推進しています。公社がこれまで各種の事業で培ってきたノウハウを、こうした講習会等を通じて広めることにより、質の高いケアを提供できる人材を育成していくこととなり、地域全体の福祉サービス向上に貢献しています。

介護保険制度改革においては、住民を主体とした地域の人材を活用していくことが重要とされており、支えあいの担い手となる市民・協力会員の育成に向けて研修体系を充実します。また、平成27年度に設置される調布市の福祉人材育成拠点と連携・協力し取り組みます。

(1) ゆうあい福祉セミナー【予算額 76千円】

対象・目的・内容・開催時期

【対象】市民・協力会員・福祉関係者等

【目的】地域福祉の担い手となる人材の育成を促進する。

【内容】在宅福祉・高齢者福祉・障害者福祉・認知症ケア等に関する各部門の専門家を講師として研修を行う。

【開催時期】秋～冬に1回開催予定

(2) 実習生の受け入れ

対象・目的・内容・費用

【対象】社会福祉の教育機関等の学生、看護実習・教員免許取得を希望する学生

【目的】資格取得に必須の実習を受け入れることにより、福祉人材の育成に寄与する。社会福祉の実践の体験と福祉への理解を深める機会を提供することにより、将来に有用、有能な人材の育成を図る。

【内容】介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、社会福祉士、東京都社会福祉協議会「介護等体験事業」(教員免許法の特例による社会福祉施設における介護体験事業)等の実習生を受け入れる。福祉・医療等の資格取得のため、知識、技術等を修得できる場を提供する。

【費用】各校の基準等による

(3) 福祉専門職講師派遣

| |
|--|
| 対象・目的・内容・費用 |
| 【対象】市民・関係団体等 |
| 【目的】地域福祉の人材育成を支援する。 |
| 【内容】公社の専門職を、介護職員初任者研修・各種研修会・講座等に講師として派遣する。 |
| 【費用】内容により有料 |

(4) 協力会員研修・登録ボランティア研修【予算額 102千円】

| 事業 | 対象・目的・内容・回数 |
|------------------|--|
| 協力会員定例会 | <p>【対象】協力会員</p> <p>【目的】協力会員としての資質向上を図り、交流を深めるとともに、地域の一員としての役割を学ぶ。</p> <p>【内容】日頃の活動についての確認や、最新の社会福祉や基礎医学などについて学ぶ。</p> <p>【回数】4回以上</p> |
| 協力会員基礎研修 | <p>【対象】協力会員（新人）</p> <p>【目的】有償在宅福祉サービスへの理解を深め、円滑に活動に入ることができるための基礎を学ぶ。</p> <p>【内容】公社の理念や事業の説明と、有償在宅福祉サービスにおける協力会員活動に必要な知識や介護技術、心得等を習得するプログラムを実施する。</p> <p>【回数】6回以上</p> |
| 協力会員専門研修（ホームヘルプ） | <p>【対象】ホームヘルプに関わる協力会員</p> <p>【目的】協力会員が自信を持ち、質の高いホームヘルプサービスの活動ができるよう高齢者や障害者への理解を深め、介護技術の向上を図る。</p> <p>【内容】ホームヘルプサービスの知識・技術の講義・実習等を行う。</p> <p>【回数】1回以上</p> |
| 協力会員専門研修（食事サービス） | <p>【対象】食事サービスに関わる協力会員</p> <p>【目的】協力会員として主体的に活動に取り組めるよう、必要な技術や知識を習得する。また、これまでの活動を振り返り、今後の事業の展開に向けて検討するなど、主体的に活動する会員のモチベーションの向上、円滑な事業進行、サービスの質の向上を図る。</p> <p>【内容】①食事サービス新人研修 公社の理念・事業を理解し、活動に参加するための基礎知識・技術を習得することと、会員相互の情報共有を目的とした研修を活動開始時に行う。新規に活動へ参加す</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>る会員の不安を取り除き、円滑な参加を促す。</p> <p>②食事サービススキルアップ研修 安全運転講習会・食品衛生講習会など活動に必要な知識・技術の向上に向けた講義・実習等を行う。</p> <p>【回数】①1回以上 ②2回以上</p> |
| 登録ボランティア研修会 | <p>【対象】登録ボランティア</p> <p>【目的】登録ボランティアが安心してサービスに携わることができること。</p> <p>【内容】交流を図りながら、福祉に関わる情報交換や体験実習を行う。※協力会員基礎研修、協力会員専門研修と合同実施もある。</p> <p>【回数】3回以上</p> |

(5) 協力会員外部研修派遣【予算額 25千円】

| |
|---|
| 対象・目的・内容 |
| 【対象】協力会員 |
| 【目的】活動に必要な知識とスキルの向上を図り、より良いサービス提供につなげる。 |
| 【内容】協力会員が他の福祉団体や医療団体が実施する講座、セミナー等に参加する。 |

(6) 介護予防サロン【予算額 9千円】

| |
|--|
| 対象・目的・内容 |
| 【対象】協力会員・市民 |
| 【目的】協力会員・市民同士の交流、仲間づくり・社会参加の場を提供する。趣味活動・社会貢献活動等を行うことによって、参加者の介護予防や地域づくりの促進を図る。 |
| 【内容】公社花壇の手入れ等の美化・緑化活動に取り組む「グリーンクラブ」を開催し、仲間づくり、交流を促進する。 |

(7) 職員研修の公開

| |
|--|
| 対象・目的・内容・回数 |
| 【対象】市内の介護サービス事業所及びその従事者 |
| 【目的】介護従事者のスキルアップ、連携強化により、市内の介護サービスの質の向上を図る。 |
| 【内容】公社の社内研修を公開し、技術・情報・連携等について研修を行う。研修と共に受講する際に公社職員と情報交換を行い、連携の強化を図る。 |
| 【回数】3回以上 |

16. 調査研究開発事業

介護保険制度の改正や社会情勢が大きく変化する中、公社では、総合的なサービスを実践していることによって、さまざまな福祉医療関連情報を収集することが可能となり、実践から得た知見を基に社会的なニーズや課題を多面的に把握することができます。そして、その時代ごとに求められる福祉ニーズに対応していく事例を積み重ねながら、行政や地域へ情報を発信し、地域福祉の発展につなげていきます。

高齢者福祉サービス、特に、調布市が平成28年度から実施する総合事業の一助となるため、公社が実施している事業を活かした新たな事業を検討します。

(1) 関係団体との連携とネットワークの推進

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】市内外関係団体 |
| 【目的】調布市内、市外等の福祉・医療関係団体と連携を強化し、ネットワークを推進することにより、地域福祉の向上を図る。 |
| 【内容】関係団体の協議会等のメンバーとして、情報交換・共有を行い、連携を進める。 |
| (調布市関係) <ul style="list-style-type: none">・「調布市見守りネットワーク事業」関係団体ネットワーク会議・調布市健康危機管理対策本部連絡会・調布市障害者地域自立支援協議会 他 |
| (市内団体等) <ul style="list-style-type: none">・介護保険サービス事業者調布連絡協議会・介護支援専門員調布連絡協議会・くすのき会評議員会・調布市社会福祉協議会調布市地域福祉活動計画推進委員会・調布消防署住宅防火等推進協議会・調布市高齢者救急業務協議会・国領小学校地区協議会「こくりょう・みんなの広場」運営委員会 他 |
| (市外団体等) <ul style="list-style-type: none">・東京都社会福祉協議会（在宅福祉サービス部会、センター部会）・全国老人給食協力会 他 |

(2) 高齢者の孤立予防への取組【予算額53千円】

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】関係団体、市内事業所従事者等 |
| 【目的】地域で、援助者が支援を行う上で困難を抱える事例について検討し、高齢者の孤立予防につなげる。 |
| 【内容】セルフネグレクト [*] 状態にある公社の利用者の実態を元に、事例検討を行い、適切な支援内容について検討する。 |
| ※セルフネグレクト：自己放任。自らの意思や認知症、うつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、周りに対して援助を求めず、客観的にみて本人の人権が侵害されているような状態のこと |

(3) 総合事業への取組 【新規】

| 対象・目的・内容 |
|--|
| 【対象】市内の高齢者 |
| 【目的】公社が積み重ねた実践から得た知見を活かし、地域福祉の向上を目指すとともに、調布市の福祉施策設計の一助となる。 |
| 【内容】総合事業の取組としての訪問型サービスと通所型サービスについて公社が実施しているサービスを活かした新たなサービスの創設を検討する。 |

(4) 支援困難事例調査

| 対象・目的・内容 |
|---|
| 【対象】市内の介護事業所 |
| 【目的】調布市内の通所介護サービスにおける利用者の状況について、支援困難ケースの実態や対応方法の課題を把握し共有することで今後の支援方法や問題の解決に役立てる。 |
| 【内容】平成26年度に市と共同で実施した市内の「通所介護サービスにおける『支援困難事例』に関する調査」結果の統計処理と分析を行い、浮かび上がる課題や支援のあり方を検証する。調査結果は調査対象事業所等と共有し、支援が困難な方への対応力の向上に役立てる。 |